

防府市 LINE 公式アカウント構築及び運用保守業務に係る  
プロポーザル審査委員会設置要綱

令和 7 年 5 月 15 日制定

(設置)

第 1 条 防府市 LINE 公式アカウント構築及び運用保守業務の受注候補者をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、防府市 LINE 公式アカウント構築及び運用保守業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集要項の策定
- (2) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の審査
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会の庶務は、総合政策部広報政策課において行う。

(委員長)

第 4 条 委員長は、次条に掲げる委員のうち広報政策課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

(委員)

第 5 条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 広報政策課長
- (2) デジタル推進課長補佐
- (3) 防災危機管理課長補佐
- (4) 観光振興課長補佐
- (5) 子育て推進課長補佐

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に關し必要な事項

は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年5月15日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。